

平成22年 第4回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。

本日は、仕組み債の購入について質問させていただきます。

町民の財産である基金の運用に関して、総額6億円の外国為替債（仕組み債）を町が購入していることを9月議会でも質問いたしました。その後の調査などにより、そのときの答弁や内容に疑義が生じたので、2件の債券の購入時期、商品銘柄、購入金額、償還日及びリスクを含むその内容と購入前の協議などについて、改めて町長にお尋ねするものです。

1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

岡議員の仕組み債の購入についてのご質問でございますが、今、岡議員が質問の要旨を述べられたわけでございますが、その中段からちょっともう一度反復しますと、9月議会で質問したその後の調査などにより答弁や内容に疑義が生じたので、2件の購入時期、商品銘柄、購入金額、償還日及びリスク及びその内容と購入前の協議などについて改めて尋ねるということでございますが、この今、岡議員の質問の購入時期から協議につきましては、前回の9月議会の議事録を私も精査いたしました。そしたら、この6項目については既に答弁をいたしております。その答弁の疑義が生じたということなんですが、一般質問のときその要旨はどういう疑義かということが明記してない。で、こちら何の資料を用意していいかわかりません。そこで、議会事務局長に、ちょっとこれ尋ねてくれというふうをお願いしたところ、お答えがなかったということでございます。

それで、その要旨がない中でどういようなお答えをしていいのかというのがちょっとわからないので、前回と同じような、これすべて前回答弁しておりますので、また反復という形の中でお答えというか、答弁していいのかということをもっと、ちょっとお断りしたいんですけど。それでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、最後尾のところに、改めてということではございます。しかし、お答えが同じ答弁でありますということの今お答えをいただいておりますので、同じお答えになっても

ならなくてもそちらのほうでご答弁いただければと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

そういうことでございますので、購入時期から協議などについて会計管理者からまず答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、仕組み債の購入についてということでございますので、質問にありますように、購入時期のほうから説明させていただきます。

まず、購入時期でございます。購入につきましては決裁をとりまして、申し込みを平成20年3月28日に行い、債券の購入日は豪ドルの分で平成20年4月9日となっております。米ドルのほうにつきましては、20年の6月26日に申し込み等の手続を行い、その年、同年20年7月16日に債券購入となっております。

商品銘柄につきましては、正式名称は豪ドルのほうで豪ドル円為替連動債、米ドルのほうで円建て累積クーポン型早期償還条項付米ドル円為替レート連動利付債というふうになっております。

購入金額につきましてはそれぞれ3億円。償還日につきましては、豪ドルが償還日2038年4月9日、米ドルが最終償還日2038年7月16日。ただし、両方とも早期償還条項がございますので、それぞれ累積クーポンが、豪ドルが5%、米ドルが6%に達した時点で元金が円で100%償還されます。この償還日というのは、あくまで最長30年となっておりますが、米ドルのみずほ証券の債券の使用リスクの中には、投資期間に関するリスクとして、本債券は累積クーポン額があらかじめ定められた一定の累積クーポン目標額に到達するか否かにより早期償還の有無が決定され、投資期間はあらかじめ確定していませんというようなリスク表示がされております。

最後に、購入前の協議でございます。まず、債券購入に関しましては、ペイオフ対策の一環として検討を行っております。それから、芦屋町債券運用指針に基づき検討し、基金の運用計画等についても財政課と協議を行った後、副町長との協議を重ね、町長の決裁後に購入を決定しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問に入りますが、購入前の協議、最後のところですけども、ただいまの

説明では、財政課と協議して副町長にも相談し、最後に町長の決裁を受けるという説明でございましたが、この事前の協議、例えばこれはそれぞれ、後で質問しようかと思っていたんですけど、いろいろな基金を債券購入に充てているという現状では、それぞれの基金を所管している課との協議は入っているのでしょうか。

それと、その協議、事前の財政課との協議というのは、一定の町の財政の状況とかそういうことを踏まえた、言ったらあれですが、通り一遍の協議なのでしょうか。それとも、その中にこの証券の内容に関するもろもろの資料が入った上での協議なのでしょうか。その2つをまずもってお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

ただいまの質問でございますが、実は、平成20年3月に購入しておりまして、その詳しいところの協議内容については承知いたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そうしますと、この事前協議に関しては何らか、要点筆記なりそういうものが現会計管理者のもとにはないというふうに承知してよろしいのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

決裁文の中には詳細のおっしゃるような協議内容についてはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

そうしますと、この債券、先ほど来それぞれの名称で銘柄がちゃんとついているんですが、通称米ドルの仕組み債あるいは豪ドル仕組み債というふうに、もう長いので言わさせていただきますが、今後の質問のところで。先ほど、早期償還については、最終的に豪ドルですと設定された金額の5%、米ドルですと6%という説明がございましたが、ちなみにこれは設定された額、今まさに毎日いろいろな番組で、特に円高が毎日報道されておりますが、基本的なところで押さえておく必要があるということでお聞きしますが、米ドルですと幾らの設定から、あるいはその事前にいただいている分も含めてそこら辺をご説明いただければと思います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、この仕組み債の肝心な仕組みのところを説明させていただきます。

まず、購入して1年間は豪ドルの場合で3%金利を得ております。既にこの分、豪ドルの分については900万円の収益が出ております。2年目以降におきましては、豪ドルの為替、これが85円。85円を超した分に1%の利率がつけられるということになっております。この85円を超えたというのは、まず基準日がございます。利払い日については、毎年4月と10月の9日の日、その10営業日前の日の豪ドルの中値という数字が85円を超えている場合に、超えた分の1%が金利としてつき、その累積した利息が5%を超えた場合に全額元金が償還されるということになっております。

米ドルにつきましても、同じように、1年目で3%の利息がついております。これも同じように900万の収益を得ております。2年目以降は為替で米ドルが103.05円を超えた分に1%の金利がつくようになっております。これも基準日が毎年1月と7月の16日の10営業日前に米ドルのミッドレート中値というものが103.05円を超えた場合に1%の金利がつくようになっております。米ドルの場合は、累積のこの利率が6%に到達するもしくは6%を超える場合に元金が償還されるというふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

豪ドルですと85円以上ですから、単純に言えばあと2%残っていますので、87円になった時点の期日前10日に早期償還されるという理屈で、米ドルのほうですとあと3%残っていますので103.05円という設定額に対して、金額で言えば106円5銭になった時点で、なる直前に、なった時点で期日前10日に償還されると、これが基本的な早期償還条項と言われるものでよろしいですか。確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

為替レートでございますが、豪ドルについては85円を超えた場合に1%、小数点もつきますので、実際には86円でも1%の利息がつきますので、次の年に86円が例えば2カ年続いた場合に2%になって償還になる。ですから、必ずしも87円以上にならないと利息がつかない、償還にならないということではございませんので、米ドルに関しても103.05円を超えた場合にその利率がされ、その累積が6%ということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この件については、今、毎日多分会計管理者も為替レートを点検されているんじゃないかと思えますけれども、現在においては、たしか私もけさ見てきたところでは、米ドルで82円、そして豪ドルで——失礼しました。米ドルでは84円きっかりだったような気がします、けさの情報では。豪ドルのほうが82円26銭ぐらいついていたように記憶していますが、これはいつになるかわからないということは確かです。そして、1年目にはそれぞれ約束された3%が既に合計で1,800万円利息として入っております。しかし、2年目である昨年の21年度から現在においては利息はついておりません。

それが今の現状じゃないかと思いますが、それで次の質問なんです、債券購入の事前協議については、基本的には債券の運用趣旨に基づいて協議されたものと答弁をいただきましたが、これについては前回の9月議会では、過去において14年度から5カ年の国債を合計20億円購入した過去の実績があるという説明をいただきましたが、そのときにおいてもそうですが、私も運用基準を資料請求して持っているのを目を通したんですが、この中には、債券購入の際の期限、前回の9月議会で、国債を買われたときは5年期間、いわゆる償還日が5年とする5年という実績がある。ところが、今回30年という超長期の、最長、そういうものを購入された。両方においてもその期限というのが全々設定されておられません。だから、逆に言えば、どんなものでも買えるという現状があります。

それで、近隣をちょっと調べてみたんですが、中間と岡垣に関しては、この債券購入に関する期限の上限というのが5年以内というふうに定めております。そして、遠賀、水巻に関しては、そもそも債券を購入したことがないので、そういう指針もありませんという返事をいただいたんですが、芦屋の場合はそういう購入の際の償還期限を設定されないまま来たということでは、どういう、根拠といってもいろいろあると思います。期限には、どういう状況でこの30年が購入されたのかなというのがすごく不思議なんです、少なくとも9月に質問した後については、その辺の調査なり検証なりが会計管理者だけではない、町のところで何かそういう協議なり将来に向けての検討なりがされたか否かお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

法律的なところからなんですけど、地方自治法の第241条には、基金の運用ということで、地方公共団体は条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとして、2項目めに、基金はこれを前項の条例で定める特定の目的に応じ及び確実にかつ効率的に

運用しなければならない、このように定められております。

また、地方財政法第4条の3積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債、その他証券の買入れなどの確実な方法によって運用しなければならない、このように定義されています。

また、地方自治法235条の4につきましては、歳計現金ということで、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない、このように定義されております。

このことから、歳計現金及び基金の運用につきましては、確実であり同時に有利または効率的な運用が求められております。元本保証の意味で、確実である範囲内で有利さを求めると、このようなこととなります。

基本的にはその内容に沿いました形で私ども平成14年のときに基準を設けたというものでございます。この基準を設けましたそもそもの考え方につきましては、債券などの購入はそもそもペイオフ対策の一環である。預金保護がなされていた以前の状況ではなく、現に今年9月に破綻した日本信用銀行にペイオフが発動された。つまり銀行預金にも一定のリスクがありまして、それが現実のものとなったわけですが、これらのペイオフが全面解禁となる前に芦屋町の資金運用基準を策定し、銀行預金以外の債券などの運用も視野に入れましてその考え方をまとめたものがその基準でございます。基準の中に、期限が入っておらないということがありましたが、法律の趣旨によりましてそれは考えるというようなことでございます。

そこで、9月以降、何らかの改善策があったのかというご質問にお答えをしたいと思います。銀行預金にはペイオフということがございまして、また債券に関しても安全性の確保ということがございます。かつ先ほど言いましたが有効性が求められる。このため、資金運用については、その運用方法などについてどのような形で庁内での意思決定における協議を進めていくべきかなどの組織体制のあり方を検討いたしましたところでございます。その結果、今回、芦屋町資金管理運用委員会設置要綱を設置しております。

第1条につきましては、公金について最もかつ有利な方法による管理運用を図るため、芦屋町資金管理運用委員会を設置するとしております。

第2条では、委員会での所掌事務といたしまして、1つ、預金、借入金等の現状把握に関すること。2つ、安全な金融機関の選択に関すること。3つ、安全かつ効率的な金融商品の選択に関すること。4つ、金融機関の経営破綻に備えた対応に関すること。5つ、資金運用の評価に関すること。6つ、その他公金管理運用に関する必要な事項に関すること。

第3条では、組織するものを定義しておりますが、私副町長を委員長として、会計管理者、総務課長、企画政策課長、財政課長の合議体により検討し方向性を示していくこととしております。

また、第6条では、会議結果については町長へ報告するものとしております。

なお、慎重に判断が求められる場合は、芦屋町の最高意思決定機関でございます政策会議に上程して審議し、このような庁内における芦屋町の意味決定についての体制整備等を図ったというものでございます。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

昨議会、9月議会で問題を提起して、そしてその後検討されたことでこのような委員会を策定するようになったといういきさつはお聞きしましたが、今回、質問のテーマである米ドル、豪ドルの外国為替債です。仕組み債。これに関してはもう買ってしまった、一般的にはもう買ってしまったからあなたどうしようもないんじゃない。ではなくて、これは先ほど来課長から説明があるように、早期償還条項というものがついています、最長30年これを保有かつ現金として扱えない状況も起こり得るといふ、そういうものを買っている今において何が必要か、そのことを検証したいと思つて私今回テーマにしました。

それで、議長、恐れ入ります。先ほど来お願いしておりました資料のほうを議員さんと執行部の方々にお配りいただきたいと思いますが。

○議長 横尾 武志君

事務局に資料の配付を求めます。

○議員 6番 岡 夏子君

よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

次からは、今配っていただきました資料をもとに質問させていただきます。

1ページはちょっと飛び越して、3ページと4ページ、両方関係書類を添付してコピーしております。課長が先ほど説明されました、まず最初に豪ドルというものを買う際に決裁をいただいたというものの写しといひますか、伺い書の写しでございます。左のほうですが、これに関して件名が債券購入についてのお伺いということで、下に説明をしてありますが、この中で、まず1、2、3、4行目、3行目あたりからですけれども、償還期間は30年ですが、早期自動償還条項があるため、期間は2年から5年くらいで償還が終了する商品ですというふうに説明してあるんです。これは私、国語的にこの文章を理解しようと思ったとき、かなり無理が生じるんですが、償還期間は最長30年で、だけれども早期条項があるためとしてありますが、この文章からしますと、早期償還条項の条件というよりも、もうこの早期に償還される期間が2年から5年ですというふうに断定しているふうに私は読めるんですが、これはどういうふうに理解すればよろしい

でしょうか。説明願います。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

実は、この起案しております野口前課長は既に退職しておりますので、この表現の、期間は2年から5年ぐらいで償還が終了する商品ですという本来の趣旨は、私どもは5年ぐらいで償還が終了する予定だろうというふうに認識をしておりますけれども、本来の趣旨というのはこちらでは承知いたしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

あくまでも最終的な償還は30年で、しかし先ほど来説明があるように、一定の条件が満たされると、その直前、いわゆる先ほど来10日前という説明がありますが、その時点で早期償還が慣行されると、そういうふうな認識をしておったんですが、9月議会の答弁以降、このような資料請求によって調査をしたことによってこういう文章が出てきた。これが最終的に町長の決裁も受けているそのものなんですが、町長、これどのように理解すればよろしいか、ご見解をいただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

これにつきましては、ちょっと先ほど来のお話から続くと思いますが、私に説明があったのが、結局これを会計管理者がペイオフ対策であるということで、そのときに芦屋資金管理運用基準とかそれを見せられました。そして、今異常に——異常にというか、これ議員もご心配されておるわけですが、いわゆる20年の3月と6月にこれを福銀と西銀が窓口ということで買ったわけですが、そのときの状況と、それから数カ月後に起こったリーマン百年に一度と言われる金融危機、これの、いわゆるまさかこういうような経済危機が起こるとは予測はされて、だれもが予測してなかったということで、私が議員ご指摘の償還期間30年、これどういう意味かというふうに私はたしか本人に聞きました。大丈夫かということで。いや、もう大丈夫ですと。結局、他の行政機関でもこれを導入しておるし、早くて2年、それから遅くて5年で間違いなく償還できますというような話でありました。それで、財政課とも協議しておりますということでしたので、決裁の印鑑を押したというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

リーマンショックが起きたからこういう事態になったと言われましたけれども、私もこういう投資に関してははずぶの素人でございますが、やはり為替レートに影響される。それによって変動される、それが主流の投資ではあろうかと思いますが、そういう意味では、ほんとにどういうふうになるかは予測はつかない。それに対して投資するというのは、普通に考えたときは、財政にゆとりのある個人投資家であれ、大きな法人あるいは団体の購入の場合は、最長30年になっても何とかやっていけるという見込みを立ててこういうのに投資をするというのが常識、一般的な常識じゃなかろうかと思いますが、先ほど課長がこのリスクという、投資リスクのところを説明されましたように、これは早期償還がいつ起きるかということもわからないという、そういう条件設定というものもちゃんとあって、それを確認した上での購入だったろうとは思いますが、私どもはこういうような結果でしかわかりません。

そして、前回町長がおっしゃったように、当然購入したのがもう早い、2年前でした。20年度の決算書も議員さんたちも目を通していただいております。監査も通っております。そしてなおかつ1,800万円はもう既に入っておりますという答弁をいただきましたが、この基金運用に関しては実際取り崩しとかあるいは基金をその目的に沿って使うときにしか予算には計上されないものと認識しております。そして、そのほかの現金として残っているのをいろんな定期にしたりとかいうことが当分の間使うことがなければそういうものに充てるというのが一般的な運用の仕方ではないかと思いますが、先ほどの資料の延長線、後のほうにつないでいきますけれども、結局最長5年以内基金を使用しないものとして上げられた候補が以下に入っている財政調整基金の2億円、そして職員の退職基金が1億円、合計3億円充てられたという流れになっております。

町長も当時の会計管理者から、近隣でも既にそういうところを購入しているところもありますという説明を受けたとはおっしゃいましたが、それが、この内容がなかなか私らとて1回ぐらい聞いたぐらいじゃわからない内容ではございますけれども、こういう最長30年間保持しなければならないということも考慮して、重々この投資に関してはご検討くださいというのが私の資料の中のそれぞれの条件書とか購入申込書、それぞれ前田証券が出しているものと、あと一番最後にあります西日本シティ銀行が出しているこの本債券投資の主要リスクというところにしたためてあるんです。ですが、このお伺い書には、まるでそういうリスクが掲載されておられません。これがとても不思議ですし、最終的にはこういう文書で締めているんですけど、この債券を5年で償還した場合、年利1%になり、現在——当時です、20年——当時の定期預金0.5%の利率の2倍になる有利な債券を購入してよろしいかお伺いします。

私も多分、町長というところにいてそういう説明を受け、なおかつこういう起案書だったら、もう一も二もなく、そんなにもうかるんだったらもう早速買いなさいって奨励するかもしれません。しかし、事は最長30年に及ぶかもしれないこの投資に関して、

だれかがこの決裁の中で、ちょっと待てよと、いろいろもう少し検討したほうがいいのではないかなというようなことがあったら、私はリーマンショックになっているからじゃなくて、とにかくこの証券が一番最大の問題は、1自治体、ましては町長に私どもこういうのをチェックする議員においても、4年しか少なくとも認められていないこういう立場上の責任を行使することはできないと、そのことを前回は申し上げたと思いますが、それでこの伺い書です。これはもうまさに早期償還時期を限定し、なおかつそれによって計算された数字は、本当にだれが見てもこのとおりということであればだれでもやりますが、そうではない、あるいはその反対にリスクというものがどういうものであるかということが重々検討されたというものも残っていないのでしょうか、確認をいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

まず、購入に際してのことでございますが、証券を買う場合には必ず信用リスク、証券に関するリスクの説明というものはあるものだと思っております。そのリスクに関しては、例えば信用リスク、本債券の発行会社の経営財務状態の変化及びそれらの外部評価の変化等により投資元本を下回ることがありますというふうに書いてございますが、これはもう債券一般に該当する内容でございますので、日本の国債を買ってもこういうふうに信用リスク、本債券の発行会社の経営、財務状態の変化及びというようなことで元本を下回ることがありますよというのは必ず記述してあります。

それで、私どもが購入しました仕組み債に関しては、国債復興開発銀行、通称世界銀行というものが発行体となっておりますので、その発行体の格付というものを勘案しまして、トリプルAというものがついておりますが、日本国政府よりも格が上だ。ある意味日本国債よりも安心だろうというような格付を私どもは見ております。

また、破線のついているところを読ませていただきますが、流動性のリスク。本債券の流通市場は創設される予定はありません。仮に本債券の流通市場が形成されたとしても、流動性の補償はできません。かならずしも換金できるとは限りません。たとえ流動性があつたとしても、本債券を償還日前に売却する場合、大幅な損失を被る可能性がありますというように中途売却なり中途解約ができません。できた場合は大幅な損失になりますよというような趣旨が書いてございますが、債券の購入運用指針にもありますように、債券を購入するときには、基本的には償還日まで持ち続けるという前提で購入しております。ただし、この仕組み債についてはその償還の期間が最低30年、ただし、購入するときには、大体2年から5年ぐらいでというその期間を想定しておりますので、その期間を持ち続ける以上は、この流動性リスクというのは発生しません。

次に、早期償還されないリスクということのところ、本債券は、一定の条件を満たさない場合は早期償還されることはありません。この場合は著しく低い金利が満期償還

日まで継続する可能性がありますということですが、当時の経済状況からしまして、円の為替レート等を勘案しまして、このリスクもなくはないが、大体2年から5年でというようなことを考えていると思っております。

また、4ページ目にありますように、下から2番目のところで丸がついていますが、投資期間に関するリスクというところで、本債券は累積クーポン額があらかじめ定められた一定の累積クーポン目標額に到達するか否かにより、早期償還の有無が決定され、投資期間はあらかじめ確立していませんということですので、ある意味30年というのはいかなる期間になっているというふうに私どもは認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

30年30年というのを私が憂慮しているというのは、もちろんそうではないかもしれないし、でも最長は30年持ち続ける可能性があるでしょうということを言っていますし、そしてなおかつ、これまでにそういったものを最低でもしかも政府系の国債とか公のものを買っていたのが、今回のこれはもう民間のものだろうというふうに認識しておりますが、そういう一足飛びにそういうものを買ったということと、当然その当時と今まさに円高で毎日毎日60円台にいくのではないかと、つい先日までは言われていた。それがちょっと持ち直して82円ですが、そういうふうの為替レートというのは常に世の中の動きであれするわけですが、今まで買っていた過去国債とかいうのはある程度固定的なものではないかと思うし、期限もそれだけ短いというものではありませんが、そういう一足飛びにこういったものを買ったというところで、その経過がどうなのかということをお調べしたときに、この起案書がまさにいいとこどりといいですか、夢みたいな話で、リスクがまさに全然入っていない。そして、この管理自体も相当長年にわたってしなければならないというところでは、憂慮するのは、30年とは言わなくても、これが早期償還されない期間は、この6億円は使えない。いわゆる基金としてはあっても債券でもありますし、先ほど来譲渡売却することも基本的にはできない、解約することもできないという、こういう危なっかしい有価証券というものを購入するということは、とても地方自治体として危機感を感じられた方がいらっしやらなかったのかなということがまず大きな疑問点でございます。私にとっては。

それで、仮に5年間とそういうふう想定して、その間に使用しないものあるいはもう一つの米ドル側のほうにあります、4ページにもあります。ここはもっと短いです。米ドルに関しては3年間使用しない、ある程度眠っている基金に関して、またここで職員退職金1億円、別途です。そして競艇事業振興基金1億3,000万、総合体育施設建設準備基金4,000万、最後に文化会館建設準備基金3,000万、合計3億円とい

うものを準備してこの債券を購入してよろしいでしょうかというふうにお伺いを立ててありますが、じゃこれが実際本当に仮に想定あるいはそういう可能性を持って判断されたとして、じゃ現実はどうだったのかというのが1ページのほうで資料として提出しているものですが、上のほうが平成21年5月31日現在で基金運用の台帳をつくってあるものです。そしてそれは約半年後ですか、1年になりませんが、今年の9月30日現在、この間に年度が変わっておりますので、これが実際、左側のほうの豪ドルに関しては職員退職金と財政調整基金、この振り分けはそのまま維持されておりますが、右側のほうの米ドルに関しては、競艇事業振興基金1億3,000万円と文化会館の準備基金3,000万、これは1年後にはなくなつてほかのものに振りかえられておりますが、これはどういう理由からでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

仕組み債を買いました基金の振りかえについて説明させていただきます。

まず、当初は米ドルにつきましては、職員退職基金1億、競艇事業振興基金1億3,000万、総合体育施設4,000万、文化会館建設準備基金3,000万と、これは起案のとおりとしておりますが、まず、文化会館の建設準備基金というものが平成21年ぐらいに基金の廃止条例を行っておりますので、その分を体育施設建設準備基金のほうに振りかえております。また、競艇事業振興基金につきましては、今年の4月に芦屋町に一本化になるために財政調整基金のほうに振りかえております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

それは振りかえたのを説明されただけで、どうしてかということをお尋ねしたんですが、とにかく入り用があったと。1年後には——もう3年、5年と言わず、1年後にはこういうふうになつて必要になつて変えたんだと、そういうことでしょうか、一言で言えば。

それと、1つこの中で左側の豪ドル購入に充てました職員退職基金、これは私のほうの担当の所管でいつもこのことを憂慮してお尋ねしているところですが、合計2億円基金として充当されておりますけれども、今議会にたしか退職勧奨による退職債の予算が1億3,800万、正確じゃありません、1億3,000万台計上されていたと思いますが、これに関して、町のほうの手出しする分の金額は、これは3月の補正あたりで出てくるだろうと思います。このことについては、間違っていれば後でご指摘ください。

それと23年度の予算編成が今既に始まっているだろうと思いますが、23年度の退職者の予定に対する新年度予算の中にも当然退職基金を使わなければならない状態になつてくると思いますが、これほんとに予算のところではよほどこちらが尋ねなければ

わかりにくいところがありますし、予算では多分基金を持ってくだらうと思いますが、そういう意味では、この基金はもう今年度中にこの2つは取り崩さなければ現金として使えなくなるのではないのでしょうか。そのことをちょっと確認したいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

では、職員退職基金でのご質問ですので、私がお答えいたします。

要するに、議員さんが言われますのは、22年度の当初予算に退職基金の取り崩しを6,970万上げておると。では、21年度末の基金残高は2億5,872万3,000円、そのうち2億をこの仕組み債を買っておるから、現実に取り崩せんでしよう。予算は6,900万上げながら、その残高は5,800万しかない。その差額はどうするんねということですが、これは9月の議会でもお答えしましたように、2億の職員退職基金のうち幾らかはこの仕組み債に充てる基金は振りかえが可能であると、これで十分賄えます。

それから、今年度勸奨退職によりまして当初想定していなかった方々の退職手当が必要になりました、確かに。今回の補正予算に計上しておりますが、結果的にはその増額する退職金についてはすべて退職手当債で賄うと。一般財源の一時的な投入はないということであります。

それから、23年度以降の退職手当の云々については、財政上の資金繰りですので、ちょっと財政課長のほうからお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

23年度のヒアリングは来週から始まるわけですがけれども、全体の収支を見ながら基金の取り扱いについては収支不足を生じた場合にどの基金からどういう額を持っていくかというのは、その時点で検討したいと思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私が言いたいのは、確かに全体の基金はその中でいろいろ振りかえはできるでしょう。ところが、もともと目的基金として使っていたその中の余剰金がこういうのに使われたというふうに考えるならば、これが先ほど来早期償還期限を3年とか5年とかしたとしても、こういう実態の中でかき集めて、表現はちょっと悪いですが、目の前に3%というかなり有利な、もうほんとに棚ぼた式のパーセンテージを目の前に表示されて、それで買われたのではないかと、そういうふうに私は憂慮するところですが、もう基金に関

してはそちらのほうで今後やっていくとおっしゃいましたが、私が退職基金のことを言ったのは、この一般会計のほうからどうのこうのという、今その状況の話をしているのではなくて、ここに充当されている債券購入に充てられているそれぞれ1億円ずつの2億円は、もう来年度の予算編成のときには別のところから振りかえて、ここから退職金もなくなっているでしょうと、資金繰りとしての充当されたものがなくなっているでしょうということをちょっと言いたくて出しました。

それで、最後の質問なのですが、この資料の3ページですが、またもとに戻りまして、起案書としての中身のところで、この説明は先ほど来、あるいは前回の一般質問のときもいろいろ説明いただいたその裏づけなんです、3ページの左側です。この商品の名前は、米ドル為替連動債になっているんです。豪ドルではないんです。これはどういうことなんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

この起案については、私も見直したところ、米ドルになっているというのに気がつきまして、前任の担当者のほうにも確認したところ、当初から豪ドルで話しかけてないので、ただ単に変換ミスだろうということを承知しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

課長、すみません、単なる何ですか、ちょっとはつきりそこが知りたいんですが、前任の管理者は、この大事な決裁文書を単なる何とおっしゃったんですか。もう一回。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

勘違いによる変換ミスだろうということを申しておりました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

これ町長、どういうふうに理解すればよろしいんですか。確かに私たちは先に豪ドルと米ドルというふうで、豪ドルを先に3月に買ったと。ところが、これは当初、担当者がつくったものではあります、この決裁を受けて、少なくとも3億円が拠出されているんですが、この銘柄が間違っているのが単なる変換ミス、変換ミス、ちょっと考えられません。漢字の打ち間違いの変換ミスならわかりますが、米ドル、豪ドル、どういう

ふうに変換ミスしたのか、どういう理由でしょうか。そこは課長は前任の課長にもう少し追求されたのでしょうか。

それと、これを気がついて、これを修正するとかそういうのを私が事務上どうなのかというのがありますが、このこと、変換ミスということではちょっと私も納得できません。そのことだけ、確認されたかどうかだけご返事をください。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

本人には確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この決裁が行われた後、現金支出がされております。それも町長まで行っているんですが、この銘柄名を間違っているということは、これは私大きな問題だと思います。それが仮に在任中あるいはその後に気がつかれたとしても、私がここに出すまでそれが何らかの事務処理がされてないということはどういうことなのか町長にお尋ねします。なるべく手短にお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

前回の岡議員の一般質問の中でございましたように、まずこれがペイオフ対策である。そして初めて取り組んだ基金運用であるということで、当事者、会計管理者のみが銀行なりと打ち合わせし、いろんな説明を聞き、資料をもらいいろいろやっている。そして、合議をされた方たちというのは、結局恐らく資料もなかった。会計管理者と口頭で。だから、米ドル、豪ドルというような、果たしてぱつと言われてもピンとこない。ふだんそういうような、結局仕組み債を購入した時点においてよく勉強ができてなかったというのも事実だろうと思います。内容について。で、こういうように、昨年来よりこの仕組み債のことが大きくマスコミから取り上げられるようになって、そして結局、ああこういうものであるなというような形で、米ドル、豪ドルというような深い認識は持っていなかったというふうに私は受けとめております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

岡議員。もう最後です。

○議員 6番 岡 夏子君

はい、あと11秒です。これは最終的に決裁をされている、町長がとにかく3億円、

この1つをとっても3億円支出しております。責任は大だと思っております。
以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。